

楠台地区

面積	168,768.58㎡
区画数	661区画
認可年月日	認可 H26.6.23
有効期間	10年 自動更新後10年（永久更新）
用途地域	第1種低層住居専用地域

■概要

- 建築物の敷地は現状時の区画とする。ただし、合併又は分割後の一区画の面積が180㎡以上のものについてはこの限りでない。
- 建築することができる建築物の用途は、一戸建て専用住宅とする。ただし、入院施設のない診療所兼用住宅等で第11条に規定する運営委員会が良好な住宅地としての環境を損なわないと認めたものについては、この限りではない。
- 建築物の階数は、地階を除き地上2階建てまでとする。
- 建築物の高さは、現状地盤面より9mまでとする。